

## 小型船舶に関連する法令

(小型船舶の登録等に関する法律、船舶職員及び小型船舶操縦者法、船舶安全法)

### 1. 概要

船舶の安全な航行を目的とし、以下のような事項を定めている。

各法令に定めのある事項

法令名	定めのある主な事項
船舶安全法	船舶の安全確保に必要な <b>構造・設備要件</b> および <b>船舶検査</b>
小型船舶の登録等に関する法律	小型船舶の <b>登録</b> に関する制度等
船舶職員及び小型船舶操縦者法	小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の <b>資格</b> 及び <b>遵守事項</b> 等

### 2. 海の次世代モビリティ活用時の留意点

- ASV の運航を行う場合には、各法令の適用範囲に該当するかどうか、注意が必要。
  - たとえば、いわゆる「ミニボート」(長さが3m未満であり、推進機関の出力が1.5kW未満である船舶で、プロペラ回転を必要時に直ちに停止可能な機構を装備したもの)であれば、3法令とも適用除外になるため、**登録や検査は必要なく、無人での運航も可能**。
  - 他方、船舶職員及び小型船舶操縦者法の適用を受ける場合には、小型船舶操縦士免許証を保有した小型船舶操縦士の乗り込みが必要になるため、原則として無人運航はできない。

各法令の適用除外の例

法令名	適用除外 (例)
船舶安全法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 推進機関を有する長さ12m未満の船舶で、次に合致するもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 三人を超える人の運送の用に供しないものであること</li> <li>➤ 推進機関として船外機を使用するものであり、船外機の連続最大出力が長さ5m未満の船舶にあっては3.7kW以下、長さ5m以上の船舶にあっては7.4kW以下であること</li> </ul> </li> <li>● 長さ3m未満の船舶で、推進機関の連続最大出力が1.5kW未満のもの</li> </ul>
小型船舶の登録等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 推進機関を有する長さ3m未満の船舶であって、推進機関の連続最大出力が20馬力未満のもの</li> </ul>
船舶職員及び小型船舶操縦者法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 長さが3m未満であり、推進機関の出力が1.5kW未満である船舶で、プロペラ回転を必要時に直ちに停止可能な機構を装備したもの</li> </ul>

- ただし、遠隔操縦小型船舶(総トン数20トン未満の小型船舶であって無線通信により遠隔操

縦されるもの)については、条件を満たせば無人での遠隔操縦が可能になる場合がある。

各法令における遠隔操縦小型船舶（漁船を除く）の取扱い

法令名	取扱い
船舶安全法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小型船舶安全規則に定められた基準に加え、無線操縦に係る安全要件（追加の機能要件）に適合する必要がある</li> <li>● 船舶検査は、特殊船として管海官庁（地方 運輸局等）が実施</li> </ul> <p>※ただし、定員を有さず、貨物の搭載や他物件・他船を引いたり押ししたりしないものについては、小型船舶としての構造・設備等の基準及び無線操縦に係る追加の安全要件は適用されない</p>
小型船舶の登録等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通常通り、登録が必要</li> </ul>
船舶職員及び小型船舶操縦者法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運航マニュアルを整備し、小型船舶操縦士が乗船する場合と同等の適切な安全対策が講じられていると国土交通大臣が認めた場合、<b>無線操縦によって無人運航を実施することが可能</b></li> </ul>

- 国土交通大臣の認定を受け、無線操縦による無人運航を実施するためには、国土交通省『[遠隔操縦小型船舶に関する安全ガイドライン](#)』に従い、運航マニュアルを作成した上で国土交通省の担当課に相談すること。

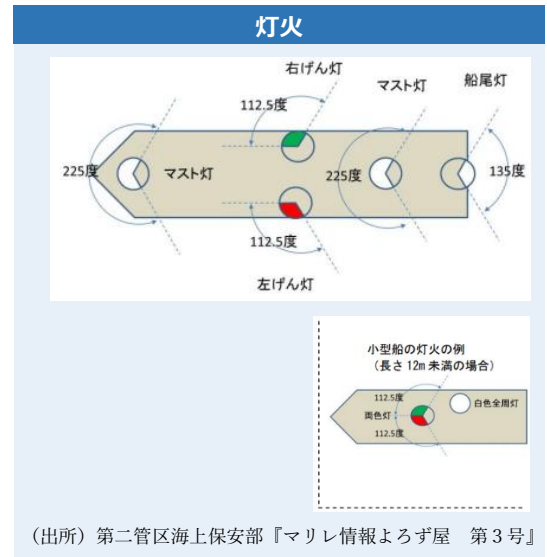
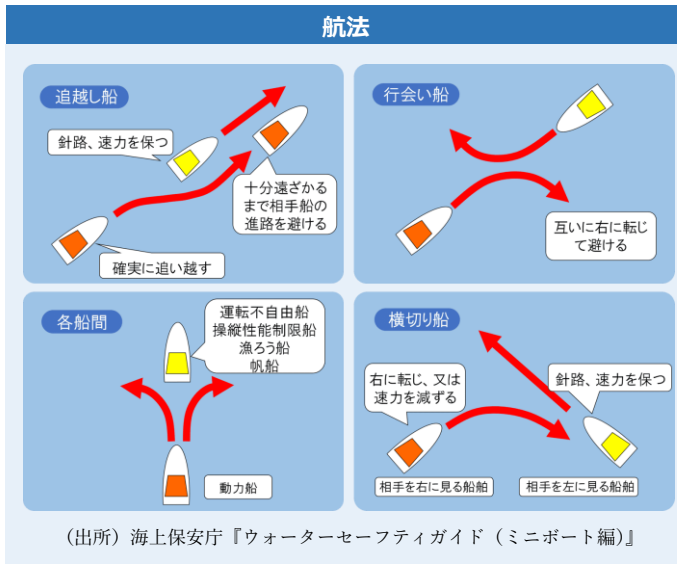
3. 問い合わせ先

法令名	問い合わせ先
船舶安全法	国土交通省 安全政策課 船舶安全基準室
小型船舶の登録等に関する法律	国土交通省 検査測度課 登録測度室
船舶職員及び小型船舶操縦者法	国土交通省 海技課

# 海上衝突予防法

## 1. 概要

「1972年の海上における衝突の予防のための国際規則（国際条約）」（COLREG 条約）に準拠し、全ての船舶が守るべき航法の原則やこれに関連した灯火、信号等に係る基本的なルールを定めている。



海上衝突予防法で規定される航法や灯火の例

## 2. 海の次世代モビリティ活用時の留意点

- いわゆる「ミニポート」や国土交通大臣が無人運航を認めた遠隔操縦小型船舶を ASV として運行する場合であっても、同法の適用は受けると考えられる。従い、下記に留意が必要。
  - 周囲の状況及び他の船舶との衝突のおそれについて十分に判断することができるよう、常時適切な見張りを実施する義務があること
  - 船舶の状態や夜間航行の有無等を踏まえ、必要な灯火・形象物を掲げる必要があること
- 動力船、帆船等、船舶の種類により定められている航法や灯火・形象物が変わるため、留意が必要。
- ROV による作業中や AUV の投入・揚収時にも、船の状態によって灯火・形象物の掲示が必要となる場合がある。

## 3. 関連法規等

船舶交通が特に多い海域や港内等、特定の海域においては、一般的な交通ルールである海上衝突予防法に加え、特別のルールが規定されている。

## 海上衝突予防法（全海域）

- 一般的な交通ルール

### 海上交通安全法（輻輳海域）

- 特別の交通ルール（航路航行義務等）
- 工事・作業等に対する規制 等

### 港則法（港内・港付近）

- 特別の交通ルール（係留等の制限、航路航行義務等）
- 航行の障害となる行為の規制 等

（出所）海上保安庁資料をもとにみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

## 海上交通三法の関係

### （ア）海上交通安全法

船舶交通が特に多い海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海）における船舶交通の安全のため、特別の交通ルールや工事、作業等に対する規制を定める。

- 航路又はその周辺海域で作業を行う場合、作業許可の取得が必要となる。また、その他の海上交通安全法適用海域における作業の場合にも届出が必要となる。

### （イ）港則法

港内における船舶交通の安全と港内の整頓のため、政令で定められた特定港・適用港内およびこれらの港の境界付近における特別の交通ルールや、航行の障害となる行為（廃棄物の投棄や工事、作業等）の規制を定める。

- 特に港内で作業を行う必要がある場合、作業許可の取得が必要となることに留意が必要。
- なお、港則法の適用港や港湾区域、航路等は海上保安庁が提供する[海洋情報表示システム](#)から確認が可能。

## 4. 問い合わせ先

海上保安庁

## 都道府県ごとの漁業調整規則

### 1. 概要

- 水産資源の保護培養等を目的とし、水産動植物を採捕する漁業者や遊漁者などに適用される規則。漁業法や水産資源保護法を根拠として、都道府県ごとに定めている。
- 定めがある主な事項は、以下の通り
  - 遊漁者が使用可能な漁具・漁法
  - 採捕できる大きさの規制（例えばマダイ、コイ、フナ、ハマグリ等）
  - 魚種ごとの採捕禁止期間等（例えばアユ等）

### 2. 海の次世代モビリティ活用時の留意点

- 漁業調整規則では、遊漁者が使用可能な漁具・漁法を定めている。そのため、漁業者や漁業従事者以外のものが ROV 等の海の次世代モビリティを用いて水産物の採捕を行おうとする場合には、知事による特別採捕許可が必要になる場合がある。
- なお、次世代モビリティの活用如何にかかわらず、採捕する水産物の大きさや採捕禁止期間について留意が必要。

### 3. 問い合わせ先

各都道府県の水産課等（連絡先は[水産庁 Web サイト](#)等も参照のこと）